

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

牟岐町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱について、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

予防接種事業に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

牟岐町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所)③予防接種の履歴の照会④委託料の支払⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条1項 別表第1の10の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号、第4号、第5号及び第6号</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(別表第1の93の2項)</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報照会：番号法 第19条第8号 別表第二16の2項、17項、18項、19項 情報提供：番号法 第19条第8号 別表第二16の2項、16の3項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条各号</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(別表第2の115の2項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康生活課
②所属長の役職名	健康生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	牟岐町総務課 〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4 電話 0884-72-3412
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	牟岐町健康生活課 〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4 電話 0884-72-3417

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	対象人数	平成28年8月31日時点	令和元年6月1日時点		
令和1年6月18日	取扱者数	平成28年8月31日時点	令和元年6月1日時点		
令和2年7月30日	取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年7月30日時点		誤りのため
令和3年3月10日	I 1.②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種の履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種の履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給</p>		
令和3年3月10日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条1項 別表第1の10の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号、第4号、第5号及び第6号</p>	<p>番号法第9条1項 別表第1の10の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号、第4号、第5号及び第6号</p> <p>新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(別表第1の93の2項)</p>		
令和3年3月10日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>番号法第9条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13号各号</p>	<p>番号法第9条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13号各号</p> <p>新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(別表第2の115の2項)</p>		
令和3年3月10日	II しいき値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点		
令和3年3月10日	II しいき値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月30日時点	令和3年3月1日時点		
令和3年4月26日	I 1.②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種の履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種の履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。</p>		
令和3年4月26日	I 1.③システムの、名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条1項 別表第1の10の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号、第4号、第5号及び第6号 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(別表第1の93の2項)	番号法第9条1項 別表第1の10の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号、第4号、第5号及び第6号 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(別表第1の93の2項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ」) 番号法第19条第5号(委託先への提供)		
令和3年5月27日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第9条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13号各号 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(別表第2の115の2項)	情報照会：番号法 第19条第7号 別表第2の16の2項、17項、18項、19項 情報提供：番号法 第19条第7号 別表第2の16の2項、16の3項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13号各号 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(別表第2の115の2項)		
令和3年7月28日	I 1.②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種の履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種の履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配付等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「証明書」という。)の交付を行う。	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	牟岐町総務課 〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4 0884-72-3412	牟岐町健康生活課 〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4 電話 0884-72-3417	事後	
令和3年9月1日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第15号 番号法第19条第5号	番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	
令和3年9月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	